

件名：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を準用する随意契約の発注情報

提出方法について

発注元に直接持参，郵送，ファックス，電子メール添付によりご提出ください。

【注意点】

- ① ファックスまたは電子メール添付により提出する場合は，発注元宛てに送信後，必ず電話で発注元に着信状況を確認してください。
- ② 電子メール添付により提出する場合は，PDF 形式でご提出ください。

業務履行計画書の提出について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用する随意契約のうち，平成 27 年 4 月 1 日以降に発注する役務の提供に係る契約（業務委託契約）で，シルバー人材センター及び高知市高年齢者等就業支援団体に認定された者を契約の相手方とする役務の提供に係る契約においては，見積書提出時に，業務履行計画書を提出していただきます。

見積に参加される方は，指定の様式で「業務委託見積書」「業務履行計画書」をご提出ください。

発注情報の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用する随意契約とは，障害者自立支援法，障害者基本法に規定する障害者支援施設，地域活動支援センター，障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所若しくはこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者からの物品の購入及び役務の提供を受ける場合，又は，高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター，母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉団体若しくはこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者からの役務の提供を受ける場合において，地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用する随意契約をいいます。

高知市スポーツ振興事業団では，高知市契約規則第 30 条の 2 に準じて，地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用する随意契約について，「発注見通し」，「契約締結前情報」，「契約締結後情報」を公表しています。

《公表対象》

- ・障害者支援施設，地域活動支援センター，障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所若しくはこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者が製作した物品の購入のうち，予定価格が 80 万円を超えるもの。
- ・障害者支援施設，地域活動支援センター，障害福祉サービス事業を行う施設，小規模作業所，シルバー人材センター連合，シルバー人材センター，母子福祉団体若しくはこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者からの役務の提供を受ける場合で，予定価格が 50 万円を超えるもの。